

建築主事の所轄区域及び建築確認区分の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条第7項の規定により、建築主事の所轄区域及び建築確認区分を次のとおり指定し、令和3年4月1日から施行する。

建築主事の区分	所轄区域及び建築確認区分
鹿児島地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事	日置市 いちき串木野市 鹿児島郡
南薩地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事	枕崎市 指宿市 南さつま市 南九州市
北薩地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事	阿久根市 出水市 薩摩川内市 薩摩郡 出水郡
姶良・伊佐地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事	霧島市 伊佐市 姶良市 姶良郡
大隅地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事	鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡
熊毛支庁建設部建設課に置く建築主事	西之表市 熊毛郡（屋久島町を除く。）
熊毛支庁屋久島事務所建設課に置く建築主事	屋久島町
大島支庁建設部建設課に置く建築主事	奄美市 大島郡（徳之島町、天城町及び伊仙町を除く。）
大島支庁徳之島事務所建設課に置く建築主事	徳之島町 天城町 伊仙町

- 注 1 鹿児島地域振興局建設部土木建築課に置く建築主事の項から大島支庁徳之島事務所建設課に置く建築主事の項までに掲げる建築主事に事故があるときは、当該建築主事が行う事務は、本庁に置く建築主事が行うことができる。
- 2 薩摩川内市、霧島市及び鹿屋市の区域内にあつては、建築基準法施行令第148条第1項第1号から第3号までを除く。